

被扶養者現況届

ニチバン健康保険組合			
常務理事	事務長		担当者

* 同居の子以外を申請する場合は必ず世帯全員分の住民票(続柄記載必須、個人番号記載なし)を必ず添付して下さい。(直近3ヶ月以内に発行されたもの)

この届は、被扶養者を認定するために必要な書類となりますのでもれなく記入して下さい。

裏面(2ページ目)も必ずご確認ください。

保険者証の 記号・番号	記号	番号	被保険者の 氏名
----------------	----	----	-------------

この現況届は事実と相違ないことを誓約します。事実と相違していた場合は、認定の取消しや健康保険組合から支払われた給付金について返納させられても異議はありません。尚、私が主として生計を維持する実態がなくなった場合には、速やかにその旨をニチバン健康保険組合へ届け出ます。

■ 記入または○をして下さい。

認定被扶養者の氏名					歳			
	続柄		性別	男・女	続柄		性別	男・女
被保険者(本人)と同居していますか	1	同居	2	別居	1	同居	2	別居
共同扶養(配偶)者はいますか (子を扶養の際、記入)	1	いる ⇒ 下記の「認定被扶養者の援助者」としても記入して下さい。						
	2	いない						
現在(今後も)収入がありますか	1	ある (年間収入額: 円)			1	ある (年間収入額: 円)		
	2	なし			2	なし		
別居の場合の認定被扶養者への送金額について	(毎月の送金額) 円				(毎月の送金額) 円			
	①別居の場合は、被保険者からの送金額が認定被扶養者の年収より多いことが条件となります。* 直接の現金渡しは認められません。 ②(注意1)送金証明書を必ず添付して下さい。							
被保険者以外に認定被扶養者の生活費を援助している人はいますか。 子を扶養の際、配偶者について記入下さい。令和3年8月夫婦共同扶養基準…裏面参照)	1	いる			続柄	年間収入	円	円
		氏名						
	2	いない						
被扶養者として申請することになった理由を詳しく記入して下さい								

(注意1)送金は定期的に継続して生活費として利用するための援助金であるため、毎月継続していることが必要です。

* 送金証明書: 振込の控え・現金書留の控え・通帳のコピー(送金額以外は黒塗りして下さい)

上記を確認致しました。

年 月 日

ニチバン健康保険組合理事長 殿

事業主名

■被扶養者認定について

1. 家族を健康保険の被扶養者にするには、健康保険組合の認定を受けなければなりません。健康保険組合では、健康保険施行規則および厚生労働省からの通達に基づいて提出された申請書および認定に必要な証明書類により、個々の具体的事情に照らしもつとも妥当と思われる認定を公正かつ厳正に行っています。
2. 被扶養者認定では、「被保険者(本人)がその家族の方の生計を主として維持していること」と「継続的に扶養する能力があること」等について確認することが必要となります。健康保険組合の扶養には、「優先扶養義務者」と言う考え方があります。優先扶養義務者とはその家族の「配偶者」、その家族が母の場合は「父」、兄弟姉妹・祖父母の場合は「両親」などです。但し、優先扶養義務者に扶養能力がなく、被保険者がその家族を扶養せざるを得ない理由がある場合は、扶養申請が可能です。
3. 厚生労働省から「夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について」の通知が公表され、夫婦共働きの場合、子どもをどちらの扶養に加入させるか、その判断基準が明確化され、令和3年8月1日から適用されました。主に、夫婦の年間収入を比較し、いずれか多い方を、主として生計を維持している者と認定します。

■「健康保険 被扶養者の収入」の考え方について

1. 健康保険での被扶養者の認定は「収入」額で判定します。課税・非課税や、給付目的などを問わず、継続して得られるすべてのものを含みます。
「収入」とは手取り額ではなく、源泉徴収前の額です。「収入」から所得控除額、確定申告をされている場合は必要経費を差し引いた「所得」ではありません。
2. 被扶養者の「収入」は「今後の1年間の収入見込み」で考えます。収入の状況が変わらない場合は原則として「前年の年収」＝「今後の1年間の収入見込み」と考えます。就職・退職・契約変更等明らかに状況が変わった場合は「状況が変わった後の見込み」で考えます。

【収入とみなされるもの】(課税・非課税は関係なく、継続して得られるすべてのものです)

給与、賞与、通勤交通費、恩給、不動産賃貸収入(土地・家屋等)、雇用保険の失業給付金・育児休業給付金等、健康保険の傷病手当金・出産手当金等、労災による休業補償費、年金(遺族・障害・企業年金等)、事業収入、投資収入(株式配当等)、利子収入(預金等)等

【収入とみなされないもの】(今後継続する見込みのない一時的な収入は含まれません)

遺産相続金、株式の売却益、出産育児一時金、退職金等